

# 鹿 児 島 県 公 報

平成28年 8 月 16 日 (火) 第3238号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 2
- 指定管理者の公募公告 (2件) (都市計画課取扱い) 2
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 5

### 公 告

### 公 安 委 員 会 告 示

## 告 示

### 鹿児島県告示第784号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 8 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成28年 7 月 25 日から平成29年 3 月 15 日まで
- 3 作業の地域 曾於市大隅町坂元地内

### 鹿児島県告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年 8 月 16 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 8 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	辺塚根占線	肝属郡錦江町田代川原字早瀬1028番地先から同町田代川原字坂元3299番13地先まで	前	6.9~25.5	454.9
			後	6.7~26.0	454.9
			後	9.1~40.5	333.6

### 鹿児島県告示第786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年8月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 8 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	辺塚根占線	肝属郡錦江町田代川原字早瀬1028番地先から同町田代川原字坂元3299番13地先まで	平成28年 8月18日

### 北薩地域振興局告示第18号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年 8 月 16 日

北薩地域振興局長 中堂菌哲郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援事業所 n i c o	薩摩川内市永利町4779番地5	えがおサポート株式会社	薩摩川内市永利町4779番地5	吉永 珠生	平成28年 8月15日	児童発達支援

### 大島支庁告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年 8 月 16 日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害福祉サービス事業所ゆとりあん	奄美市名瀬小浜町24番7号	医療法人奎英会	奄美市名瀬小浜町24番10号	向井 奉文	平成28年 8月1日	居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護

## 公 告

### 指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

平成28年 8 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 公の施設の名称  
吹上浜海浜公園
- 2 公の施設の所在地  
南さつま市
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
  - (1) 公園施設の維持管理に関する業務
  - (2) 都市公園の利用の制限に関する業務

- (3) 有料公園施設の利用の許可に関する業務
  - (4) 有料公園施設の利用に係る料金に関する業務
  - (5) 都市公園の利用の促進に関する業務
  - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間  
平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月 31日まで
- 5 条例第 5 条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
- (1) 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当する者でないこと。
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
  - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
  - (5) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
  - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。  
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
- ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
- エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
- ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請  
施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。
- 7 申請の方法
- (1) 申請書類  
ア 指定管理者指定申請書  
イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）  
ウ 管理の業務に関する収支予算書  
エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款）  
オ 申請書を提出する日の直前 2 事業年度における決算に関する書類  
カ その他知事が必要と認める書類
  - (2) 申請書類の提出先  
鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890－8577）
- 8 申請を受け付ける期間  
平成28年 9 月 12 日（月）から同月 20 日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。  
なお、郵送により提出する場合は、平成28年 9 月 20 日の消印のあるものまで受け付ける。
- 9 条例第 6 条各号に掲げる選定の基準

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

## 10 その他

- (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
- (2) 募集要綱は、鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、平成28年8月16日（火）から同年9月20日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

## 指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

平成28年 8 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 公の施設の名称  
北薩広域公園
- 2 公の施設の所在地  
薩摩郡さつま町
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
  - (1) 公園施設の維持管理に関する業務
  - (2) 都市公園の利用の制限に関する業務
  - (3) 有料公園施設の利用の許可に関する業務
  - (4) 有料公園施設の利用に係る料金に関する業務
  - (5) 都市公園の利用の促進に関する業務
  - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間  
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- 5 条例第5条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
  - (1) 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
  - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
  - (5) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
  - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。  
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。  
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）  
イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等  
ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等  
エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等  
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等  
 キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこ  
 れらを利用している団体等  
 ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等

## 6 複数の団体等による申請

施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共  
 同して申請することができる。

## 7 申請の方法

## (1) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書  
 イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）  
 ウ 管理の業務に関する収支予算書  
 エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあ  
 っては、定款その他の基本約款）  
 オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類  
 カ その他知事が必要と認める書類

## (2) 申請書類の提出先

鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890－  
 8577）

## 8 申請を受け付ける期間

平成28年9月12日（月）から同月20日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の  
 午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、平成28年9月20日の消印のあるものまで受け付ける。

## 9 条例第6条各号に掲げる選定の基準

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務  
 に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定  
 める事項

## 10 その他

- (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
- (2) 募集要綱は、鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便  
 番号 890－8577）において、平成28年8月16日（火）から同年9月20日（火）までのそ  
 れぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第88号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項  
 の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和  
 60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している  
 と認めた。

平成28年 8 月 16 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R モモキュンソード3 G L	株式会社ソフィア	6P0755
ぱちんこ遊技機	C R スーパー海物語 I N 沖縄4 M T B Z	株式会社三洋物産	6P0785
ぱちんこ遊技機	C R フィーバーバニー&バニーA	株式会社三共	6P0793

---

ぱちんこ遊技機	C R Aぱちんこウルトラバトル烈 伝C 4	株式会社オッケー.	6P0457
---------	---------------------------	-----------	--------